



弁護士

浜田 将裕
(はまだまさひろ)

〈出身大学〉
関西大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
2015年1月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

最新判例紹介

預貯金債権は遺産分割の対象になる

～最高裁判所大法廷決定平成28年12月19日金判1508号10頁～

弁護士 浜田 将裕

1 はじめに

本決定は、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となると判断した。

預貯金債権も当然に分割される可分債権に含まれると考えてきた従来の判例を変更するものであり、重要な意義を有することから紹介する。

2 事案の概要

本件は、Aの共同相続人であるXとYとの間におけるAの遺産の分割申立て事件である。

Xは、Aの弟の子であり、Aの養子である。Yは、Aの妹でありAと養子縁組をしたB(平成14年死亡)の子である。Aは、平成24年に死亡した。Aの法定相続人は、X及びYである。Aは、不動産(価額合計258万1995円)のほかに、預貯金を有していた。XとYの間で預貯金を遺産分割の対象に含める合意はされていない。Bは、Aから約5500万円の贈与を受けており、これはYの特別受益に当たる。

原審の大阪高裁は、預貯金は、相続開始と同時に当然に相続人が相続分に応じて分割取得し、相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象とならないなどとした上で、Xが本件不動産を取得すべきものとした。これに不服のXが許可抗告を申し立てたのが本件である。

3 判旨(破棄差戻)

(1) 預貯金一般の性格等

「…遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがあがられる。

ところで、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産であるという点においては、本件で問題とされている預貯金が

現金に近いものとして想起される。…預貯金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、…振込入金を受入れ…等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれている…。そして、…預貯金は決済手段としての性格を強めてきている。また、一般的な預貯金については、…預貯金債権の存否及びその額が争われる事態は多くなく、預貯金債権を細分化してもこれによりその価値が低下することはないと考えられる。このようなことから、預貯金は、預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められているといえる。

共同相続の場合において、一般の可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解を前提としながら、遺産分割手続の当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきているが、これも、以上のような事情を背景とするものであると解される。」

(2) 預貯金の内容及び性質

ア 普通預金債権及び通常貯金債権

「普通預金契約及び通常貯金契約は、…口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1個の預貯金債権として扱われるものである。…このように、普通預金債権及び通常貯金債権は、いずれも、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。そして、この理は、預金者が死亡した場合においても異ならないというべきである。すなわち、預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない」と解される。…預貯金債権が相続開始時の残

高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反するとすらいえよう。」

イ 定期貯金債権

定期貯金の前身である定期郵便貯金につき、郵便貯金法が定期郵便貯金について「分割払戻しを制限する趣旨は、定額郵便貯金や銀行等民間金融機関で取り扱われている定期預金と同様に、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、貯金の管理を容易にして、定期郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図ることにあるものと解される。」

ゆうちょ銀行の「定期貯金についても、定期郵便貯金と同様の趣旨で、契約上その分割払戻しが制限されているものと解される。そして、定期貯金の利率が通常貯金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、預入期間内には払戻しをしないという条件と共に定期貯金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではなく定期貯金契約の要素というべきである。しかるに、定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るとい趣旨に反する。他方、仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使用する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。」

(3) 結論

「前記(1)に示された預貯金一般の性格等を踏まえつつ以上のような各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」

4 検討

(1) 判例変更に至った背景

最高裁が「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」(最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁)と判示して以来、裁判実務は預貯金債権がこの判決にいう「可分債権」に含まれるとして、相続開始と同時に共同相続人間で当然に分割承継され、相続人全員の同意がない限り、遺産分割の対象には含まれないという取扱いをしてきた。

しかし、最高裁は近時、共同相続の遺産に含まれる定額郵便貯金債権(最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁)、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権(最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁)、同受益権にかかる相続発生後の元本償還金又は収益分配金としての預り金(最判平成26年12月12日集民248号155頁)について、権利の性質を詳細に検討して当然分割を否定しており、遺産分割の対象財産に含まれる権利を少しずつ広げてきた。また、非嫡出子の相続分を2分の1とする民法900条4項但書を憲法違反とした最高裁判例を契機とする法制審の相続法改正の議論では、既に預貯金等の可分債権を遺産分割の対象に含める方向で検討が行われてきた。

(2) 本決定の考え方

本決定は、「共同相続人間の実質的公平」の趣旨から「一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましい」との大きな方向性を示したが、債権一般を遺産分割の対象とするまでは考えていない。すなわち、預貯金債権を「現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産」「確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産」と評価し、遺産分割の対象に含めるとい判断をしている。これは債権がその有無、額面額及び実価(評価額)について一般的に評価が困難であり、債権を広く一般的に遺産分割の対象としようとする、各相続人の具体的相続分の算定や取得財産の決定が困難となり、遺産分割手続の進行が妨げられること(木内裁判官補足意見)を意識したものと考えられ、「共同相続人間の実質的公平」を図りつつ、遺産分割手続の進行を妨げないよう、遺産分割の対象とすべき債権を分別する意味を持つものと考えられる。

また、本決定は、本件預貯金の内容及び性質を子細にみているが、これは最高裁が近時の判例で債権の当然分割を否定する際に権利の性質を詳細に検討してきたことと軌を一にするものであり、当該債権の内容及び性質からみて当然分割を否定することが理論的にも可能であることを求める趣旨であると考えられる。

(3) 預貯金を遺産分割前に払い戻す必要がある場合の対応

預貯金を遺産分割前に払い戻す必要があるにもかかわらず、共同相続人全員の同意を得ることができない場合に不都合が生ずるのではないかが問題となり得る。この点については、相続財産中の特定の預貯金債権を当該共同相続人に仮に取得させる仮処分(仮分割の仮処分。家事事件手続法200条2項)等を活用することが考えられる。預貯金を払い戻す必要がある場合としてはいくつかの類型があり得るから、それぞれの類型に応じて保全の必要性等保全処分が認められるための要件やその疎明の在り方を検討する必要がある(大谷・小貫・山崎・小池・木澤各裁判官補足意見)。